

令和 3 年 6 月 9 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2020

課題番号：15K16829

研究課題名（和文）「家」成立史における父権の確立過程について

研究課題名（英文）On the Establishment Process of Paternal rights in the Heian Period

研究代表者

遠藤 みどり (Endo, Midori)

お茶の水女子大学・基幹研究院・助教

研究者番号：90623611

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、天皇親政 摂関政治 院政へと移り変わる平安時代の政治体制について、「家」の形成過程における父権強化の過程のなかで捉え直したものである。特に、天皇の母方親族である外戚が政権の中核を担う摂関政治は、近年母後の存在に注目が集まっているが、天皇や太上天皇を家長とする「天皇家」確立の過程で、母後の父兄である外戚が、母后とその子である天皇に対して、父院にかわって父権を行使することで出現した政治形態だと結論づけた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の特色は、これまでの古代王権研究では自明のこととしてほとんど注目されてこなかった父子関係に着目し、母子関係の弱体化と連動的に考察することで、古代王権構造の変遷過程に新たな見解を示した点にある。平安時代の王権内部における父子関係の変遷過程の全体像を抽出することができたことで、奈良時代王権の皇位継承システムとの比較検討によって、それぞれの特質やその変遷を総体的に明らかにし、日本古代の皇位継承システムを長期的に解明でき、日本古代王権研究の進展に寄与することができた。

研究成果の概要（英文）：This study reconsiders the political system of the Heian period, which changes from emperor pro-government to Sekkan politics to Cloister rule, in the process of strengthening paternity in the process of forming a family system. It concludes that Sekkan politics is a form of politics that emerges from the emperor and his mother when a consort kin exercises paternity on behalf of the emperor's father in the process of establishing the "Imperial Family" headed by the Emperor and Daijotenno.

研究分野：日本古代史

キーワード：天皇 後宮 摂関政治

### 1. 研究開始当初の背景

「家」とは、家父長制的家族によって構成された、国家・社会の基礎単位のことである。従来、7世紀以前には古代家族＝家父長制的家族が成立していたと考えられてきたが、1970年代以降の女性史・家族史の研究の進展に伴い、9世紀までの日本には家父長制的な「家」は未成立であることが明らかにされた(服藤早苗『家成立史の研究』校倉書房、1991年など)。現在では、9世紀以降、平安時代を通じて徐々に形成され、平安時代後期の院政期に家父長制的な「家」が確立するとの見解が通説化している(永原慶二ほか編『家と家父長制』早稲田大学出版会、1992年)。つまり、平安時代は「家」の形成時期に当たるのであり、古代から中世への移行の指標こそがまさに「家」の確立にあると考えられる。

古代史研究の分野において、上記の「家」成立の問題は、主に女性の政治的権力の高さという側面から研究が進められてきた(義江明子『日本古代女性史論』吉川弘文館、2007年など)。そこで、注目されてきたのが強固な母子関係のあり方である。平安時代の摂関政治についても、摂関は本来天皇を後見する位置にある「母后」の政治的機能を利用・代行することで政治の実権を握り得たことが明らかにされてきた(古瀬奈津子「摂関政治成立の歴史的意義」『日本史研究』463、2001年)。このように、古代社会においては母子関係が強固であり、それが政治体制にも大きな影響を及ぼしたことが明らかにされつつあるが、その一方で、同様な観点から父子関係に着目した研究は、服藤早苗による一連の研究がある程度であった(『平安朝の父と子』中央公論社、2010年)。

こうした古代史の現状とは対照的に、「家」成立における父子関係に着目した研究は中世史側から行われていた。中でも近年盛んに行われているのが、中世王家の研究である(栗山圭子『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、2012年など)。「王家」とは天皇を出す「家」であるが、それは家父長である院によって統括されており、このような父院が天皇に対して父権を行使し得るような、強固な父子関係がどのように形成されるのかという問題を、主に直前の後期摂関政治期(11世紀)の親族構造との対比から検討している。このように、古代から中世への転換が、父権の確立という観点から明らかにされつつあったのだが、ここで比較される後期摂関政治期に関しては、院政期との比較という観点から論究されるためか、当該期の母子関係の強固さばかりが強調されていた。

しかし、申請者の行った平安初期における後宮制度の再編をめぐる研究によって、それまでキサキが直接担っていた皇子女の扶養に、父である天皇や外戚が関与するようになったことで、母子関係はむしろ弱体化していくことが明らかとなっていた(遠藤みどり「日本古代の王権とキサキ」『日本古代の女帝と譲位』塙書房、2015年、初出2014年)。このような観点からすると、日本古来の母子関係の強さばかりを強調する近年の摂関政治研究には少し違和感を覚えるものであった。また、日本で摂政が任じられる幼帝即位に際して、中国では、外戚ではなく前皇后である皇太后自身が政治を行っており(谷口やすよ「漢代の「太后臨朝」」『歴史評論』359、1980年)。「母后」の政治権力が強固であったのであれば、日本でも「母后」自身が幼帝に代わって政治を行うこともできたのではないかと考えられる。だが、実際には外戚による摂関政治が展開し、「母后」が直接政治の表舞台に立つことはない。

以上のように、平安時代における「母后」の政治権力というものには、一定の制約があったことが予想されるが、申請者はこの制約こそが、当該期における父権の進展の現れであると考えている。つまり、平安初期における皇子女扶養への天皇・外戚の介入によって、母子関係が弱体化するのと反比例して、天皇・外戚による皇子女やキサキへの父権が強化されていく。この父権強化に伴って現出する政治形態こそが、摂関政治や院政であると考えたのである。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、日本古代王権における父権の確立過程を明らかにすることである。古代から中世への転換において、院政の登場は中世的社会の到来を示す重要な指標である。近年の中世王家研究によって、父院が子・孫である天皇に対して父権を行使し得るのは自明のことではないことが指摘されているように、親子関係は歴史的に変遷するものである。古代の王権構成者を父子、母子という親子関係によって捉え直してみると、子の養育に関わるのはほぼ母であり、父と子が直接的に関わることはほとんどないことが注目される。摂関政治が「母后」の権力を背景に成立した政治体制であるとする、院政は父としての関係から生じる政治体制である。古代における父権の確立過程を明らかにすることで、院政を生み出す歴史的背景を考察する。

### 3. 研究の方法

本研究では、皇子女扶養へのキサキ・外戚・天皇の関わり方の分析を行い、次の2つの課題の検討を通して、父権の確立過程を明らかにした。

#### (1) 平安初期における父権の萌芽とその限界

平安初期において、太上天皇は天皇へ公的には臣下の礼を取るようになるが、私的には朝覲行幸の成立に現れるように、天皇家の家父長的な立場を確立していくとされる(鈴木景二「天皇の行幸」『ヒストリア』125、1989年)。しかし、その後院政期に至るまで、父である太上天皇ではなく、母方親族である摂関が母後の権力を背景に王権を担っていくことを考えれば、平安初期における家父長的な太上天皇の存在形態は一時的なものではないと考えるしかないだろう。本研究においては、平安初期において家父長的な太上天皇が出現したのはなぜか、またその存在形態が一時的なものにしかならなかったのはなぜか、その要因について考察を行った。

申請者がこれまでの研究で明らかにしてきたように、律令国家は、天皇の皇子女の養育を、皇子女の母であるキサキに一任していたが、平安初期においてその一部が国家によって直接担われるようになる(前掲『日本古代の女帝と讓位』)。つまり、この時期、皇子女の養育の一部に父である天皇が関与するようになっていくのである。その一方で、自立できなくなったキサキは天皇だけではなく、外戚からの援助を受けるようになり、その過程で皇子女扶養への外戚の介入も行われる。これらの点から、申請者は、この時期の父権は、天皇家内部よりもむしろ外戚とキサキ・皇子女との関係の中で強力に発揮されていくのではないかとの見通しをもち、六国史などの歴史書や律令格式などの法制史料、『儀式』などの儀式書の分析を行った。

#### (2) 摂関政治期における父子関係の展開

院政の契機として、藤原氏を外戚に持たない後三条天皇の出現が挙げられるのは、周知のことである。外戚が存在しなくなった途端に父院が政治に関与し始めるということは、既に摂関政治全盛期において、父院が政治の表舞台に登場する基盤が整えられていたと考えるべきであろう。そのように考えた時に注目されるのが、奈良時代から一貫して内裏外にあった皇太子の居所が、内裏内に置かれ、父である天皇と同居し始めることである(山下克明「平安時代初期における『東宮』とその所在地について」『古代文化』33-12、1981年)。

これまで述べてきたように、摂関政治は天皇との母子関係を基盤にした政治体制であるが、それは具体的には、天皇と共に内裏に居住する母後の権力を背景に、摂関が後宮内に居所を持つことで実現されていた。それに対して、太上天皇は退位後は一切内裏には入らず、内裏外の院において生活していた。基本的に王権内の父子は同居することではなく、その養育に関してもほとんど介入することはなかったのである。それが、10世紀以降、皇太子となった子(およびその兄弟)に限られるが、父子の同居が始まることで、父子関係に大きな変革を与えたことは想像に難くない。本研究では、上記(1)で明らかにした平安初期の状況を踏まえながら、『貞信公記』や『小右記』などの古記録の分析を通して、院政という新たな政治体制を生み出す歴史的背景を考察した。

### 4. 研究成果

(1) 上記3-(1)の奈良・平安初期における父子関係について、当時の母子関係との違いから検討をした。その結果、平安初期までの天皇のキサキは、天皇の「妻」ではなく、天皇の子の「母」として多大な経済的待遇を得ていたが、平安初期の後宮再編策によって、内裏後宮での天皇との同居が始まり、子との同居が解消され、「母」としての経済的待遇は大幅に削減された一方、子への経済支援が「父」である天皇によって開始され、天皇の「父」としての側面が強まるかに見えたが、天皇は子とは同居せず、実際の皇子女の養育は「母」の実家である外戚に委ねられたことで、天皇と子の父子関係は間接的なものに留まり、かえって外戚の影響力を高めることとなったことが明らかになった。近年、平安前期における内裏内での天皇と母后との同居が、摂関政治の起点として注目されているが、本研究によって、この母後の内裏居住と摂関政治の開始は、母後の「母」としての強さよりもむしろ、キサキの地位転換による天皇や母後の後見としての外戚の役割の高まりによってもたらされたものだと考えられるのである。

(2) 3-(2)について、摂関政治は天皇の母方親族である外戚が、天皇に代わって政権を担うシステムであるが、中国の太后臨朝のように、天皇の母である皇太后や皇太夫人(中宮)が直接天皇を補佐・代行するのではなく、その父兄である貴族男性が、摂政や関白として天皇を補佐・代行する点が大きな特徴である。一般に摂関期は母後の力が強いと考えられているが、それとは反対に、天皇の母である女性自身が天皇権を代行できないため、摂関による天皇権の代行というシステムが生み出されたのではないかと結論に達した。

この背景には、で検討した平安前期におけるキサキの地位低下があると考えられる。キサキから母としての権限が低下する一方、父権が強化されることで、キサキに対する外戚家の父兄による父権行使が、まず確立し、その後、天皇家の父権が確立することで、平安末に院政というシステムが導入されたと考えられるのである。

以上の成果については、中央公論新社から出版予定の『日本の後宮』(中公新書)にて公表することとなっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 遠藤みどり
2. 発表標題 讓国儀の成立
3. 学会等名 歴史学研究会大会古代史部会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------